

## 市民参加の対象事項と手続方法の関係について

自治推進委員会からの答申資料「日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価の検討結果について」(平成28年3月15日)より一部要約抜粋すると、『市民参加手続きについては2つ以上の方法による事に関しては定着されたものと確認できました。今後は、手続の内容についても分析し、下表を参考に望ましい手法を選択していただける体制を構築していただきたい』とされています。

このことから、手続の選定に当たっては、下表を参考に、**◎の手続が2つ**となる組み合わせで選定することを検討してください。

	条例第7条第1項第1号 基本構想		条例第7条第1項第2号 基本条例		条例第7条第1項第2号 義務権利条例		条例第7条第1項第3号 生活影響制度		条例第7条第1項第4号 公共用施設設置計画	
	策定	変更	制定	改廃	制定	改廃	導入	改廃	策定	変更
附属機関等	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎
ワークショップ	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○
パブリックコメント手続	◎(必須)	◎(必須)	◎	◎	○	*	○	*	○	○
意向調査	◎	○	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
意見交換会・公聴会	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○
説明会	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
縦覧	(対象事項の意見聴取法定手続が縦覧とされている場合に限る)									

<b>凡例</b>	◎(必須)	条例施行規則第20条第1項の規定により、実施が必須となっているもの。
	◎	組み合わせとして非常に適している。
	○	組み合わせとして適している。
	*	内容変更を伴わない軽易な改正の場合は、非常に適している。